平成２７年（フ）第１９号
茨城県日立市久慈町７丁目20番19―304号
債務者　藤田　秀夫
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２０号
茨城県日立市中丸町１丁目４番４号
債務者　今村　祥昭
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５５号
名古屋市中村区京田町１丁目25番地　ハウス壱番館102号
債務者　伊藤　美月
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５号
兵庫県西宮市森下町８番21―307号
債務者　亀田　孝二
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０号
島根県益田市遠田町823番地８、前住所京都府京都市右京区花園猪ノ毛町８番地１　花園団地22―301
債務者　中川　洋治
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第３３号
広島市安佐南区沼田町大字伴6778番地１　プレミールM101
債務者　湯浅　武司
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５９号
広島県東広島市安芸津町三津4305番地１
債務者　妙見　健二
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０号
広島県東広島市安芸津町三津4305番地１
債務者　妙見　純子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９号
広島市安佐南区大町東１丁目９番33―1301号
債務者　松尾　宣明
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９号
長崎県長崎市川上町９番３号　２Ｆ
債務者　竹中　　等
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
長崎県長崎市川上町９番３号　２Ｆ
債務者　竹中　綾子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
熊本県荒尾市上井手1336番地10　マリーンコーポ202号
債務者　田畑　圭介
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１５号
熊本県玉名郡南関町大字下坂下113番地２、前住所熊本県玉名郡南関町大字久重1727番地
債務者　猿渡　　望
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第５４号
沖縄県那覇市金城２丁目15番地９　桐山マンション201
債務者　安良城幸子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１０号
宮城県石巻市前谷地新横沼182―１　鹿内組宿舎207号室、住民票上の住所北海道函館市東山１丁目７番21号
債務者　小田　昌宏
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
秋田市将軍野東３丁目４番34号
債務者　桑原　暁一
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５号
秋田市豊岩石田坂字九十田63番地４
債務者　森田　　真
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部